

◆時系列にみる要件の比較

	平成25年・26年	平成27年以降
相続開始前	(1)経済産業大臣の確認	(1)経済産業大臣の確認
相続開始	<p>(1)会社の要件</p> <p>次の会社のいずれにも該当しないこと</p> <p>①上場会社</p> <p>②中小企業者に該当しない会社(※1)</p> <p>③風俗営業会社</p> <p>④資産管理会社</p> <p>⑤総収入額が零の会社、従業員数が零の会社(特例の適用に係る会社の特別会社※2が一定の外国会社に該当する場合は、従業員数が5人未満の会社)</p> <p>(2)後継者の要件</p> <p>①相続開始から5ヶ月後において代表権を有すること</p> <p>②相続開始の直前において先代経営者(被相続人)の親族であること</p> <p>③相続開始の時に、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決件数を保有することとなったこと</p> <p>(3)先代経営者の要件</p> <p>①会社の代表権を有していたこと</p> <p>②相続開始直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決件数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと</p>	<p>(1)会社の要件</p> <p>次の会社のいずれにも該当しないこと</p> <p>①上場会社</p> <p>②中小企業者に該当しない会社(※1)</p> <p>③風俗営業会社</p> <p>④資産管理会社</p> <p>⑤総収入額が零(営業外収益特別利益を除く)の会社、従業員数が零の会社(特例の適用に係る会社の特別会社※2が一定の外国会社に該当する場合は、従業員数が5人未満の会社)</p> <p>(2)後継者の要件</p> <p>①相続開始から5ヶ月後において代表権を有すること</p> <p>②相続開始の直前において先代経営者(被相続人)の親族であること</p> <p>③相続開始の時に、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決件数を保有することとなったこと</p> <p>(3)先代経営者の要件</p> <p>①会社の代表権を有していたこと</p> <p>②相続開始直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決件数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと</p>

<p>申告期限まで</p>	<p>(1)経済産業大臣の認定 相続開始後に経済産業大臣の認定</p> <p>(2)担保提供 担保提供に際して株券の発行が必要でした。</p> <p>(3)相続税の申告 特例を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署長へ提出</p>	<p>(1)経済産業大臣の認定 相続開始後に経済産業大臣の認定</p> <p>(2)担保提供 <u>株券の発行が必ずしも必要ではなくなりました。</u></p> <p>(3)相続税の申告 特例を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署長へ提出</p>
<p>猶予期間中</p>	<p>(1)所轄税務署長へ継続届出書を、相続税の申告期限後の5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに提出</p> <p>(2)経済産業局へ年次報告書を、相続税の申告期限後の5年間は毎年提出</p> <p>(3)その他5年間の要件</p> <p>①後継者が会社の代表者であること</p> <p>②一定時点で雇用の8割以上を維持</p> <p>③後継者が筆頭株主であること</p> <p>④上場会社、風俗営業会社に非該当</p> <p>⑤猶予対象株式を継続保有していること</p> <p>⑥資産管理会社に該当しないこと</p> <p>(4)5年経過後の要件</p> <p>①猶予対象株式を継続保有していること</p> <p>②資産管理会社に該当しないこと</p>	<p>(1)所轄税務署長へ継続届出書を、相続税の申告期限後の5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに提出</p> <p>(2)経済産業局へ年次報告書を、相続税の申告期限後の5年間は毎年提出</p> <p><b>※手続が大幅に簡略化されました。</b></p> <p>(3)その他5年間の要件</p> <p>①後継者が会社の代表者であること</p> <p>②平均で雇用の8割以上を維持</p> <p>③後継者が筆頭株主であること</p> <p>④上場会社、風俗営業会社に非該当</p> <p>⑤猶予対象株式を継続保有していること</p> <p>⑥資産管理会社に該当しないこと</p> <p>(4)5年経過後の要件</p> <p>①猶予対象株式を継続保有していること</p> <p>②資産管理会社に該当しないこと</p>
<p>後継者の死亡・次の後継者への贈与など</p>	<p>以下の場合には、猶予税額が免除されます。</p> <p>①後継者が死亡した場合</p> <p>②申告期限後5年を経過した後に、次の後継者へ贈与税の納税猶予制度を利用して贈与した場合</p> <p>③申告期限後5年を経過した後に、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合</p>	

## ※1 中小企業者の要件

業種	従業員	資本金
製造その他	300人以下	3億円以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
サービス業のうち旅館業	200人以下	5,000万円以下

## ※2 特別関係会社

特別関係会社とは、特例の適用に係る会社やその会社の代表権を有する者などが、総議決権数の50%を超える議決件数を保有する会社をいいます。